



平成 22 年 1 月 22 日

各 位

会 社 名 スター・マイカ株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 水永 政志
(コード 3230 大証ヘラクレス市場)
問 合 せ 先: 取締役経営企画室長 日浦 正貴
T E L : 03-3568-1770
U R L : <http://www.starmica.co.jp/>

新株予約権 (株式報酬型ストック・オプション) の発行に関するお知らせ

平成 22 年 1 月 22 日開催の取締役会におきまして、会社法第 361 条の規定に基づき「取締役に対する株式報酬型ストック・オプションのための報酬支給の件」を平成 22 年 2 月 24 日開催予定の当社定時株主総会 (以下「本定時株主総会」という。) に下記の内容で付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. スtock・オプションとしての新株予約権を付与する理由

株式報酬型ストック・オプションは、取締役退任時報酬として、当社取締役の報酬と当社の業績及び株式価値との連動性をより一層明確にし、当社取締役が株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも、中長期に渡って株主の皆様と共有することを目的とするものです。

当社取締役の報酬等の額は、平成 19 年 2 月 26 日開催の第 6 回定時株主総会において年額 300 百万円以内 (ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。) 及び平成 20 年 2 月 27 日開催の第 7 回定時株主総会において一般型ストック・オプション報酬として年額 24 百万円以内とする旨ご承認をいただいておりますが、かかる報酬枠とは別に、取締役 (社外取締役を除く。) に対し、継続的に株式報酬型ストック・オプション (権利行使時の払込金額を 1 株当たり 1 円とする譲渡制限新株予約権を割り当てるもの) の付与を行うことにつき、ご承認をお願いするものであります。

2. 株式報酬型ストック・オプションとして用いる新株予約権の内容

株式報酬型ストック・オプションとして取締役 (社外取締役を除く。) に対して各事業年度に係る定時株主総会の日から 1 年以内の日に発行する新株予約権の内容は以下のとおりであります。

(1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

各新株予約権の目的である株式の数 (以下「付与株式数」という。) は普通株式 1 株とする。

ただし、割当日後、当社が株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下同じ。）または株式併合を行う場合、当社は次の算式により株式数を調整する。

調整後株式数＝調整前株式数×分割または併合の比率

このほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

(2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額を1円とし、これに付与株式数を乗じた金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により1株当たりの払込金額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後払込金額＝調整前払込金額×1／分割または併合の比率

このほか、割当日後、払込金額の調整を必要とするやむをえない事由が生じたときは、合理的な範囲で払込金額を調整する。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を割当ての日から30年以内の範囲で、別途取締役会において定める。

(4) 新株予約権の行使の条件

新株予約権者は、当社の取締役等に在任中は行使することができず、取締役の地位を喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り行使することができる。

(5) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要する。

(6) その他の新株予約権の内容

その他の募集事項および細目（上記（1）から（5）までの事項におけるその他の事項を含む。）については、取締役会の決議によって定める。

3. 1事業年度中に付与する株式報酬型ストック・オプションの額

24百万円以内とする。

以 上